

わいふ一番館だより

問い合わせ先 わいふ一番館 ☎ 0968 (24) 6630

【ギャラリー】
「マーカーペン画展」上村修一
期 間：～12月11日(日)
思いつくまま描いているマーカーペン画です。近くに來られたら見てください。

「菊池の写真愛好家四人展」廣田喜久男
期 間：12月13日(火)～平成29年1月29日(日)
菊池の四季折々の写真を展示します。ぜひご来館ください。皆さんのお越しをお待ちしています。

【まちかど資料館企画展】「菊池三十三観音展」
期 間：～平成29年2月26日(日)
この展示会では、菊池三十三観音一番札所から三十三番札所までを紹介します。

開館時間 午前9時～午後5時
※休館日：月曜日（祝日の場合は翌日）
※12月29日(木)～平成29年1月3日(火)の年末年始は休館します。

菊池夢美術館情報

問い合わせ先 菊池夢美術館 ☎ 0968 (23) 1155

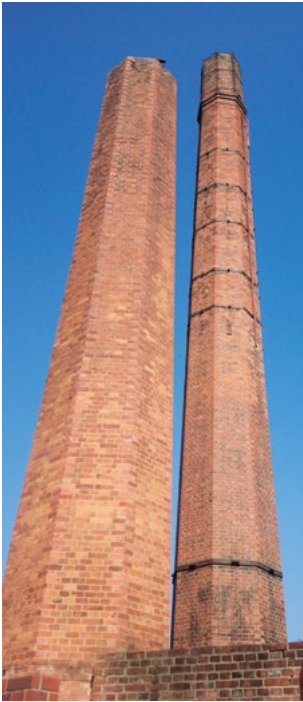
「夫婦の手紙・絵手紙展」
期 間 ～平成29年1月15日(日)
全国から募集した手紙の部68点と絵手紙の部138点の作品を全て展示します。皆さんのお越しをお待ちしています。



第12回絵手紙最優秀賞
小嶋洋子さん



開館時間 午前9時～午後6時
※12月30日(金)は休館。12月31日(土)～平成29年1月3日(火)は午前11時～午後4時



認定番号第ふるさとH27-12号
推薦者 福本二区



認定番号第ふるさとH27-11号
推薦者 神来区

六地藏さん

神来集落のお守りとして六地藏が祭られています。
6体の地藏が1カ所に祭ってあるのは珍しく、石碑には石工の伊佐次、八兵衛（稗方区）の名前が刻まれています。
地域住民が周辺の清掃や献花を行うなど、大切に守られています。

煙突と蚕霊塔 泗水社

2基の煙突は、菊池郡一帯の製糸産業興隆のシンボルでした。製糸工場では繭から糸を繰り出す際に大量の湯が必要で、その湯を沸かすボイラーの煙突として建てられました。現在は熊本地震で一部破損しています。蚕霊塔は蚕の霊を祭るために昭和15年に建立されました。



フットパスコースの農道から見える景色

ふるさと緑の便り
菊池グリーンツーリズム
問い合わせ先 きくちふるさと水源交流館 ☎ 0968 (27) 0102

地域の宝さがし
日本のグリーンツーリズム（以下、G.T.）とは、「農山漁村地域の魅力の再発見とその活用」を捉えています。つまり日本型G.T.は「地域づくり」とも言えるわけです。地域散策をしていたときのこと。農道からの風景にふと目をやると、まさに絶景と呼べる景色と出会いました。地域の人にそのことを告げると「ああ、あの景色ね」とつれない返事。聞くと、子どもの頃から見ていた景色に、いまさら感動しないとのこと。そこは今、フットパスのコースとなり、地域外の人々に大いに評価される場所となっています。
自然が豊かで食材が豊富な菊池市。「菊池らしいこと・菊池で当たり前のこと」がG.T.を推進する上で有利に働く可能性が多いにあるわけです。
あなたの地域にあるものが宝になる。そんな目線で、地域を見直してみませんか。

人権・同和教育シリーズ(135)

手帳・カレンダーと「清め塩」

師走になり、店頭にもいろんな手帳やカレンダーが並んでいます。年々、六曜が記載されていない手帳やカレンダーが増えてきています。
毎日の生活の中で、六曜の中の大安か仏滅かを気にしている人はあまりいないと思いますが、いざ、家を建てる、結婚式、葬式となると、大安・仏滅・友引を気にしていることがこれまでであったのではないのでしょうか。

私は、六曜が機械的に先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口の六種の日を順番で繰り返して当てはめられていることを知ったときから、人生の大事なときに根拠のないことに左右されたくないと思い、六曜が記載されていない手帳やカレンダーを求めるようになりました。

私たちの身の周りには、差別につながるおそれのある迷信や習わしがあります。近年葬儀などでの「清め塩」の習慣もなくなってきましたが、それまで、「清め塩」が当たり前のように行われていました。しかし、葬儀のときのしおりにこう書いてあります。「・・・仏法では、決して『死

地域人権教育指導員 稲田京子

を「穢れ」と受け止めることはありません。したがって、死を「穢れたもの」として「清め」ていく風習は無残であり、その習慣は悲しくも痛ましい限りでありますので、教えに照らし、「清め塩」を廃止することにしました」自分の大切な人が亡くなったときに清め塩で清めることはないのです。

また、「死んだ人や死んだ牛や馬などの生き物を穢れたもの」ととらえ、死体を処理する職業やその職業に携わっている人への間違った見方・考え方がありました。しかし、それは社会の中で欠かせない重要な職業であることや今日の産業・文化をつくってきた事実などを論理的・科学的に学ぶ人権・同和教育の中で、正しい認識に変わったのです。非科学的・不合理な迷信や因習・社会のしきたりにとられないという人権文化の広がりをうれしく思います。

あるとき「4と9の数は好きじゃなか」と言った人に「そんなことを言ったら、四国の人と九州の人は怒っちゃいますよ」と言ったら、「良い数、悪い数はなかですな」と笑いながらうなずかれました。

自分で選べない誕生日や誕生日、自分で決めたのではない性別や身体などで人の価値が決まったり、人生が決められたりする不合理なことがあってはならないと思います。今なら、「丙午（生まれ）の女性は男性を食い殺す」という迷信を信じられないと思うのですが、結婚時にも苦しんだり、その年に身ごもった胎児を何万人も墮胎したりして、命の尊厳を傷つけた歴史的事実があることを知りました。
しきたり、習わしといわれる慣習の中に、迷信かどうか分からないことがあります。「ツバメが低く飛んでいると、雨が近い」とか、「月の周りに霞がかかっている」と翌日は雨天」など、先人の知恵や科学的なものはよいのですが、「昔から言っているから、みんなが言うから」という考え方に流されず、「そうかな」と立ち止まって論理的に考えていきたいです。人と人を切り離れたりを排除したりするものなのか、人と人を結びつけるものなのかを考えて迷信に惑わされない生き方をしたいです。

「はいー」から菊池市消費生活センターですー」(44)

問い合わせ先 菊池市消費生活センター ☎ 0968 (36) 9450
(月)～(金)午前10時～正午、午後1時～午後4時 福祉課

契約とは
契約は法的な責任が生じる約束です。契約を守らなかった場合は、損害賠償を請求されることもあります。クーリング・オフや契約の取り消し、解除などができる場合もありますが、相手が認めないときは裁判などで争うことになります。
今月は契約を結ぶ前の注意点について紹介します。

その契約は必要ですか
▼自分にとって本当に必要な商品サービスですか
▼勧誘または広告に惑わされて、契約が必要だと思い込んでいませんか
▼今すぐに購入する必要があるありますか
▼他社の同種商品や品質について価格を比較検討しましたか

内容をよく確認しましたか
▼何を、いくつ、いくらで契約するのか理解していますか
▼申込書（契約書）にクーリング・オフの記載がありますか
▼ネットショッピングでは、解約返品できるかどうか、できる場合の条件を確認しましたか

いつまでの契約が確認しましたか
▼契約期間の最後まで契約を続けることができますか
▼契約の途中で解約できる契約かどうか、できる場合の条件を確認しましたか
▼途中で解約した場合の違約金や精算額を理解していますか

相談を受け付けています
消費生活センターでは専門の相談員が常駐しています。相談は無料です。詳しくはお問い合わせください。

